

市民のみなさまへ

平成27年4月1日より、南郷の住所が変わります。

旧八戸市・旧南郷村の合併協定に基づき旧南郷村区域に設置した地域自治区「南郷区」は、平成27年3月31日で設置期間が終了するため、同年4月1日より、住所を次のとおり変更します。

◎ 平成27年3月31日まで

八戸市 南郷区 大字〇〇 字□□ △番地△



◎ 平成27年4月1日より（「区」がとれます）

八戸市 南郷 大字〇〇 字□□ △番地△

※ 字名及び地番の変更はありません。

※ 郵便番号は変わりません。

住所の変更に伴う手続きについて

① 関係機関への確認が必要な手続き

次に掲げる手続きについては、各関係機関にお問い合わせください。

【確認が必要なもの】 勤務先、お取引先金融機関、各共済組合（組合員証、年金）、生命保険、カード会社、各種免許・許可 等

② 原則、手続きが不要なもの

次に掲げる手続きについては、市役所や関係機関が職権で変更を行うもの、あるいは変更手続きが必要ないものとなっておりますので、市民の皆様は、原則として手続きは不要です。

なお、変更手続きが必要ないものでも、住所記載の変更を希望される場合は、以下によりそれぞれ手続きを行ってください。

◎ 住民票・戸籍・印鑑登録

市が新表示に変更します（平成27年4月1日より）。

◎ 税金

各関係機関が順次変更します。

◎ 公共料金等

電気料金（東北電力）、水道料金（八戸圏域水道企業団）、放送受信契約（NHK）、電話料金（NTT）については、各関係機関が順次変更します。

※ 他の契約については、それぞれの事業所等へご確認願います。

◎ 健康保険証

国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、後期高齢者医療の各被保険者証については、それぞれ次回更新時まで有効に使用できます。

※ 共済組合組合員証については、各事業所へご確認願います。

◎ 介護保険被保険者証

平成 27 年 3 月下旬に、新住所の被保険者証をお送りします。

◎ 年金

国民年金・厚生年金の加入者・受給者の住所は、各関係機関が順次変更します。

※ 共済年金については、各組合へご確認願います。

◎ 労働保険・厚生年金保険（適用事業所）

労働保険（雇用保険・労災保険）、厚生年金保険とも、適用事業所の住所は、各関係機関が順次変更します。

◎ 競争入札参加資格（市）

市以外の機関については、ご確認をお願いします。

◎ 土地・建物の登記簿

登記記録の変更は、以下のとおり取り扱われます。

● 土地・建物の所在（表題部）

法務局が順次変更します。

【お問い合わせ先】

青森地方法務局八戸支局
八戸市根城九丁目 13 番 9 号
TEL：0178-24-3346

● 所有者・抵当権者等の住所（権利部）

「南郷区」を「南郷」と読み替える取扱いであるため登記記録上の住所記載の変更を行う必要はありませんが、住所記載の変更を希望される場合には、以下により手続きしてください。

登記相談は、事前予約制
となっております。

必要書類： ①登記申請書
②市発行の証明書（本資料 4 ページ参照）
③委任状（代理の場合）
④本人及び代理人の印鑑

手続場所： 土地・建物の所在地の管轄法務局

手数料等： 無料（登録免許税は免除）

※ 手続きを司法書士に依頼する場合は報酬がかかります。

◎ 商業登記簿・法人登記簿

登記記録の変更は、以下のとおり取り扱われます。

● 本・支店の所在、役員住所

「南郷区」を「南郷」と読み替える規定がありますが、八戸市内に本店または主たる事務所のある会社・法人については、法務局が順次変更登記を行います。

【お問い合わせ先】

青森地方法務局 登記部門
青森市長島一丁目 3 番 5 号
TEL：017-776-9041

<< 住所変更証明書を交付します（平成 27 年 4 月 1 日より） >>

各関係機関・事業所等への住所変更手続きが必要となる場合は、市で発行する「住所変更証明書」をご利用ください。

市庁本庁（市民課）、南郷区役所（平成 27 年 4 月 1 日より「南郷事務所」に名称変更予定）または各市民サービスセンターで、平成 27 年 4 月 1 日より交付します。

※ 申請に必要なものはありません。どなたでも申請でき、交付手数料は無料です。

証 明 書

地域自治区の設置期間満了に伴い、平成 27 年 4 月 1 日から下記のとおり変更したことを証明します。

記

新	青森県八戸市南郷大字
旧	青森県八戸市南郷区大字

※ 字名及び地番に変更はありません。

平成 年 月 日

八戸市長 小林 眞

公印

各機関が職権で行う住所変更について

各機関が職権で行う住所変更のうち、平成 27 年 4 月 1 日以降順次作業が行われるものについては、作業の完了まで一定の期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【 住所変更に関するお問い合わせ先 】

八戸市 総合政策部 政策推進課 TEL：0178-43-9248

南郷区役所 地域振興課 TEL：0178-82-2113

（平成 27 年 4 月 1 日より「南郷事務所」に名称変更予定）

（平成 26 年 12 月 八戸市作成）